

タイ税関手数料

タイ税関が5月19日に公表した、2017年11月13日付の2017年関税法（注1）に基づく関税の賦課および免除に関する省令で規定された関税関連手数料に関する資料。

1. 保税倉庫、物品保管施設、保安場所、認可港、フリーゾーン関連

設置・利用にかかる年間手数料	
• 物品の貯蔵または貯蔵物品の展示・販売のための保税倉庫（Bonded Warehouse、注2）施設	3万バーツ
• 製造保税倉庫（Manufacturing Bonded Warehouse）施設	1万バーツ
• 貯蔵のための物品保管施設（Godown）	3万バーツ
• 保安場所（Place of Security）	3万バーツ
• 認可港（Permitted port）	3万バーツ
• 関税フリーゾーン（Duty Freezone）	30万バーツ
• 関税フリーゾーン内での事業運営（製造業など）	1万5,000バーツ

ライセンス料	
• 保税倉庫、物品保管施設、保安場所、認可港、関税フリーゾーンの設立ライセンス	1万バーツ／ライセンス
• 関税フリーゾーン内での事業運営（製造業など）ライセンス	5,000バーツ／ライセンス

2. 税関での手続き関連

税関手続き費用	
• 物品申告書の提出	各200バーツ
• 電子システムへの情報記録要求	各100バーツ

省令で定めた時間以外に、事業者が税関職員に対してサービスを依頼する場合の料金〔第56条（関税法、以下同）の規定による〕	
航空機の長からのサービスの依頼（貨物の荷揚げ、移送、搭載などに関連する手続き）	
• 入国する航空機に関するサービスの依頼	300バーツ／サービス
• 出国する航空機に関するサービスの依頼	手数料なし

ジェットロ「ビジネス短信」添付資料

<ul style="list-style-type: none"> • その他 	400 バーツ／サービス
船舶やバージ船の長からのサービスの依頼	
<ul style="list-style-type: none"> • 入港または出港する船舶内 	500 バーツ／日／隻
<ul style="list-style-type: none"> • バージ船内 	300 バーツ／日／バージ
保税倉庫、物品保管施設、保安場所、認可港でのサービス（通関手続き）の依頼 または税関でのサービス（通関手続き）の依頼	
<ul style="list-style-type: none"> • 入港する船舶、航空機、その他の乗り物の場合 	200 バーツ／物品申告
<ul style="list-style-type: none"> • 往路の航空機の場合 	150 バーツ／物品申告
上記に当てはまらないサービスの依頼	200 バーツ／サービス

出港許可証にかかる手数料	
船舶の出港許可手数料	
タイから出国する場合	200 バーツ／隻
国内の他の税関港または税関空港へ輸送する場合	100 バーツ／隻
航空機の出港許可手数料	
タイから出国する場合	手数料なし
国内の他の税関港または税関空港へ輸送する場合	手数料なし
（第 185 条に基づく）沿岸貿易にかかる船舶の出港許可手数料	
タイから出国する場合	手数料なし
他の税関港または税関空港への出港の場合	100 バーツ／隻

船舶の超過駐留手数料（第 75 条に基づく）	200 バーツ／隻
-------------------------------	-----------

事業者が要請し、税関職員に事業所やその他の関連場所、または輸送機関上で税関検査を求める場合の日当・交通費（第 162 条に基づく）	
交通費	200 バーツ／km （最低 100 バーツ）
日当	400 バーツ／人

事前教示手数料の請求（第 18 条に基づく）	
<ul style="list-style-type: none"> • 関税評価（課税価格）に関する事前教示 • 物品の原産地に関する事前教示 • 関税分類に関する事前教示 	2,000 バーツ／申請

物品の留め置き手数料（第 69 条に基づく）	200 バーツ／ケースまたはパッケージ
-------------------------------	---------------------

通過・トランジット時の税関サービス料（第 102 条に基づく）	
ピックアップトラック、バンおよびトラック	300 バーツ／車両
トレーラー、セミトレーラー、重量物運搬用セミトレーラー、レッカー車	500 バーツ／車両

（注 1）以下、関係する関税法の各条項

- 第 18 条：関税評価額、商品の原産地または関税率について知りたい者は、関税局長に事前裁定を求める請求書を提出することができる。
- 第 56 条：輸送の責任者は、省令で定める時間内に、税関の取締りを受ける輸出入貨物にかかる積み込み、移送または手続を行わなければならない。ただし、局長から他の時間帯における貨物の積み込み、移送する許可を受けた場合を除く。
- 第 69 条：船舶が税関署に到着した日から 21 日間が経過した場合において、船長が当該船舶から貨物を正規に荷揚げし終わっていない時、税関職員は、船長が貨物を完全に荷揚げするまで当該船舶を留置する権限を有するものとする。船長は、当該貨物の監視から発生する費用およびその他の費用を負担するものとする。
- 第 75 条：輸出貨物を船舶に積み込んだ日から 14 日の期間が経過した場合、積み込みが完了したか否かにかかわらず、当該船舶が港湾区域に留まっている場合、税関職員は、船舶停泊料を課すことができる。
- 第 102 条：タイ国外への国境通過または積み替えのために物品を持ち込む者は、局長が指定する様式に従って申告書を提出し、規則、手続きおよび条件に従わなければならない。
- 第 162 条：税関職員は、輸入者、輸出者または関係者の要請により、事業所、その他の関係する場所または輸送機関において物品を検査する権限を有する。
- 第 185 条：（1）沿岸貿易（第 184 条で定義される、タイ国内の港間の輸送だが、通常の移送ではなく、貿易のように輸送物品の売買が含まれる取引形態）に使用される船舶が港から出港する場合、船長は、局長によって規定された規則、手続きおよび条件に従って、船内物品の詳細を規定した積荷目録を税関職員に提供し提出しなければならない。（2）税関職員が、第 1 項に基づき積荷目録を受領し、その正しさを証明する署名を行った場合、当該積荷目録は、積荷開放および船舶出港の許可証とみなす。

（注 2）保税倉庫は、物品の保管、そこに保管されている商品の展示および販売、ならびにそこに保管されている商品の生産、混合、組立、梱包または加工を目的として設置されるもの。他方、物品保管施設、保安場所は、関税が支払われていない輸出入貨物の検査、保管または通関の場所として使用するために設置される。

（出所） http://ccc.customs.go.th/data_files/abfad214ccf273b46f7ccb9ef2b23e42.pdf

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

(備考) 関税法B.E.2560に基づく関税の賦課および免除に関する省令(2017年11月13日付)

https://www.customs.go.th/data_files/13a30c1895a8bf5e9c4ab4aafc5dfa13.pdf